

朝 監 第 5 0 号

平成 27 年 3 月 13 日

朝来市長 多 次 勝 昭 様
朝来市議会議長 能 見 勇 八 郎 様

朝来市監査委員 松 田 理 明
同 太 田 則 之

平成 26 年度行政監査の結果について

地方自治法第 199 条第 2 項の規定に基づき実施した行政監査の結果について、同法同条第 9 項の規定により別紙のとおり報告します。

平成 26 年度行政監査報告書

1 目的

朝来市関連団体等会計事務引き受けに関する規程（以下、「市関連団体等受任規程」という。）に基づき、市に事務を委託されている関連団体の事務執行について、適正に管理されているかを検証した。

2 監査の対象

(1) 対象部課…平成 26 年 3 月末の現金預金等残高が 500 万円以上の団体事務を受任している以下の部課（※（）は受任している団体）

①山東支所地域振興課（山東町土地改良区）

②産業経済部農林振興課（和田山土地改良区）

③都市環境部都市開発課（和田山駅南土地区画整理組合）

(2) 対象期間…平成 22 年度から平成 26 年 12 月分まで

※平成 22 年度以降を対象とした事由…平成 22 年度の定期監査時に同様の監査を、全部署を対象に書類審査で実施。以降、未実施であったため。

3 監査の実施日 平成 26 年 12 月 22 日から平成 27 年 1 月 23 日

4 監査の方法

監査の着眼点に基づき、対象部課に対し対象期間における関係諸帳簿の資料提出を求め、受任された事務が適正に管理・執行（現金出納事務も含む）されているかについて、事務局職員が予備審査として書類審査及び実地調査（平成 27 年 1 月 16 日）を実施した。

ついで本監査として、平成 27 年 1 月 23 日に監査委員出席のもと、担当職員より受任している団体の概要及び現在認識している課題並びに今後の事業概要について説明を受け、監査委員の質疑応答により監査を行った。

なお、予備審査及び本監査は対象部課が所在する庁舎の会議室等にて実施した。

5 監査の着眼点

(1) 事務管理

- ① 団体の規約等が作成されているか。
- ② 総会及び監査機能を有しているか。
- ③ 事務執行のマニュアル等が整備されているか。
- ④ 市関連団体等受任規程に基づき事務処理されているか。

(2) 会計管理

- ① 預金通帳、現金の保管及び出入金の事務処理は適正か。
 - ・管理保管場所
 - ・収入支出伝票等の作成・保管
 - ・請求書、領収書等の証拠書類の保管

- ・会計処理の決裁状況
- ② 預金通帳等に係る印鑑の管理方法（管理責任者・保管場所）は適正か。
- ③ 出納簿は作成されているか。
- ④ キャッシュカードを作成していないか。
- ⑤ 内部統制機能は確立されているか。

6 対象部課における受任状況の概要及び監査所見

対象部課が受任している団体の概要及び監査所見は、次のとおりである。

【山東支所地域振興課】

(1) 山東町土地改良区（昭和 48 年 9 月設立）

①概要

山東町土地改良区は、土地改良法（以下「法」という。）に基づき農業用排水施設の管理等を行う土地改良事業を実施することを目的として昭和 48 年 9 月に設立された団体である。なお、平成 21 年に与布土土地改良区を吸収合併、これにより、ほぼ山東町全域が改良区の区域となっている。

組合員数は 993 名。法により組合員による総会に代わるべき総代会が設置されており、総代の定数は 32 人となっている。また総代以外の組合員から役員として理事 10 人及び監事 3 人を選任し実際の業務が執行されている。（総代及び役員の任期はいずれも 4 年）。また補助機関として庶務係、会計係を置き、総代会の運営並びに会計に関する事務が行われているが、この事務全般を現在、山東支所地域振興課が団体から受任を受け事務執行している。（※合併前は旧山東町農政担当課が受任）

ほ場整備等により区域内の施設整備はほぼ終了しており、収入は区域内に設置されている電気・電話等の電柱の敷地料、共架占用料及び預金利息等である。支出は施設整備に係る一時借入金の償還（平成 24 年度で完済、現在はなし）と、総代及び役員報酬を含む総代会費等である。平成 26 年 9 月末時点の団体の会計残高は定期預金も含め約 1,750 万円となっている。

区域内の面積及び現在管理している農道等は以下のとおりである。

面積	農道	用水路	排水路
420ha	延長 60.9 km	延長 73.4 km	延長 53.2 km

② 監査所見

1) 事務管理について

定款並びに規約及び会計・監査細則等、団体の規程も整備されており、法及び定款に基づき年 1 回以上の総代会が開催されている。また役員会も必要に応じて開催されており、事務執行については特に問題ないものと思われた。ただし、市関連団体等受任規程に基づく年 1 回の検査等については、決裁等に一部不備が見受けられた。団体事務を受任しているという認識の下、規程に基づく年 1 回の検査を確実に実施されたい。

2) 会計管理について

預金通帳、印鑑等の管理については、施錠できる場所に保管されており、担当者及び管理職において、それぞれ預金通帳及び鍵の管理がなされていた。

現金は、必要に応じて預金通帳により金融機関を介して取扱っていた。また収入伝票及び支出伝票は担当者、課長、団体の役員の決裁がなされており不備等はなかった。出納簿は、データ（エクセル）により管理されており、キャッシュカードは作成されていなかった。

決算時には監事3名による監査と総代会等で監事から監査報告がなされており、団体としての監査は十分機能していると言える。しかし、1)の後段で述べたとおり、市関連団体等受任規程に基づき担当者以外の職員が年1回の検査等を実施することにより、事務を受任している山東支所地域振興課内での内部統制がさらに機能するものと思われるので善処されたい。

3) 総括

事務管理、会計管理ともに特に大きな問題もなく適正に管理されている。しかしながら、団体の取扱う会計残高は高額となっているため、引き続き預金通帳及び印鑑等の管理並びに現金の取扱いについては遺漏なきよう厳重に取扱われたい。

団体の運営については、用排水路等の施設整備から既に数十年が経過しており、維持管理及び施設の老朽化への対応として将来的に費用が発生すると予測されるため、土地改良区は今後も存続していくものと考えられる。一方で団体の事務については、市が事務を受任することなく団体が単独で自立することが本来は望ましいが、組合員の高齢化等により、総代会の運営から会計事務までを担うための組織体制の整備・人材育成は今後も難しいと思われる。

以上のようなことから、市内の他の土地改良区の状況や他市の状況等を考慮しながら土地改良区の将来のあり方について市全体の課題として検討されるよう配慮されたい。

【産業経済部農林振興課】

(1) 和田山土地改良区（昭和41年5月設立）

① 概要

和田山土地改良区は、土地改良法（以下「法」という。）に基づきほ場整備等を行う土地改良事業を実施することを目的として昭和41年5月に設立された団体であり、和田山町の内、県営ほ場整備を実施した箇所が区域となっている。

組合員数は1,088名。法により組合員による総会に代わるべき総代会が設置されており、総代の定数は40人となっている。また総代以外の組合員から役員として理事20人及び監事5人を選任し実際の業務が執行されている。（総代及び役員任期はいずれも4年）。また補助機関として事務局を置き、総代会の運営並びに会計に関する事務が行われていたが、この事務全般を現在、産業経済部農林振興課が団体から受任を受け事務執行している。（※合併前は旧和田山町農政担当課が受任）

現在は、ほ場整備等により区域内の施設整備はほぼ終了しており、収入は区域内

で実施される公共事業に伴う補償費等の収入及び預金利息等である、支出は収入で受け入れた公共事業に伴う補償費等を該当する地区へ支払うことと、県土地改良事業団体連合会への賦課金支払いが主なものである。平成26年9月末時点での団体の会計残高は定期預金も含め約700万円余りとなっている。

なお、平成19年度以降、総代会は開催されていない状況である。

区域内の面積及び現在管理している農道等は以下のとおりである。

面積	農道	用水路	排水路
414.5ha	延長 62.0km	延長 86.9 km	延長 71.1 km

② 監査所見

1) 事務管理について

定款並びに規約及び会計・監査細則等、団体の規程は整備されている。しかし、法及び定款に基づく年1回以上の総代会が平成19年度以降開催されていない。団体の事務を受任をしている市としても、指導・監督する立場にある行政としても事務に遺漏があったと言わざるを得ない。さらに、兵庫県朝来土地改良事務所が3年に1回実施する検査（平成21, 23, 25年度に実施）において「適切な時期に総代会を開催すること」と再三、指摘されているにもかかわらず、6年もの間、開かれていない。適宜、適切な時期に総代会を開催するよう早急に善処されたい。

また、市関連団体等受任規程に基づく年1回の検査等についても、決裁等に一部不備が見受けられた。団体事務を受任しているという認識の下、規程に基づく検査を確実に実施されたい。

2) 会計管理について

預金通帳、印鑑等の管理については、施錠できる場所に保管されており、担当者及び管理職において、それぞれ預金通帳及び鍵の管理がなされていた。

現金は、必要に応じて預金通帳により金融機関を介して取扱っていた。また出納簿は別途備えられており、キャッシュカードは作成されていなかった。ただし、収入伝票及び支出伝票については担当者、課長の決裁は確認できたが、平成22年度以降、現在まで団体役員の決裁印漏れがあった。

1)の事務管理について述べたように総代会が平成19年度以降、一度も開催されていないことに加え、決算時の監事による会計監査についても実施されておらず、団体による監査が全く機能していない状況である。総代会の開催については既に述べたとおりであるが、団体の監事による会計監査についても規程に従い実施されるよう善処されたい。

また合わせて市関連団体等受任規程に基づく市長への報告書作成においても担当者以外の職員が点検をすることで、事務を受任している産業経済部農林振興課内での内部統制がさらに機能するものと思われるので善処されたい。

3) 総括

事務管理、会計管理とも、団体による監査及び総代会での承認を得ずに現在まで事務執行が行われている点について改善を求めたい。ただし、担当課内における事

務・会計執行については、概ね適正に管理されており、引き続き預金通帳及び印鑑等の管理並びに現金の取扱いについて遺漏なきよう厳重に取扱われたい。

団体の運営については、用排水路等の施設整備から既に数十年が経過しており、維持管理及び施設の老朽化への対応として将来的に費用が発生することも予測されるため、土地改良区は今後も存続していくものと考えられる。一方で団体の事務については、市が事務を受任することなく団体が単独で自立することが本来は望ましいが、組合員の高齢化等による、総代会の運営から会計事務までを担うための組織体制の整備、人材育成については今後も難しいと思われる。

以上のようなことから、山東土地改良区と同様、市内の他の土地改良区の状況や他市の状況等を考慮しながら土地改良区の将来のあり方について市全体の課題として検討されるよう配慮されたい。

【都市環境部都市開発課】

(1) 和田山駅南土地区画整理組合（平成 11 年 12 月設立）

① 概要

和田山駅南土地区画整理組合（以下「整理組合」という。）は、旧和田山町において平成 10 年 12 月に駅南土地区画整理事業の都市計画決定を受け、事業を実施するため平成 11 年 12 月に設立された組合である。

対象となる区域は、J R 和田山駅および国道 9 号の間に位置し、交通の利便性が高い上、市役所や商業施設等が立地する中心商業地にも近く、生活面においても利便性の高い地域である。しかしながら当時においては、基盤施設の整備が十分になされないまま住宅市街地を形成しつつあり、そのまま放置しておく土地の有効利用が図れないばかりか、住環境の悪化を招く恐れがあると懸念されていた。

そこで、地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを目的として、公共施設の整備改善や宅地の利用増進、中心市街地の活性化の促進、健全で住み良い市街地の造成等を目指して、土地区画整理事業が実施されることとなった。

整理組合では定款を定め、役員 13 人（理事 10 人、監事 3 人）及び総代 15 人を選任し、土地区画整理法に基づき総代会を開催し事業の実施状況報告や事業の決算報告等を行っている。また会計規程を別に定め組合の会計事務が行われているが、現在は、都市環境部都市開発課が団体から事務全般を受任している。（※合併前は旧和田山町都市計画担当課が受任）

平成 12 年度から事業着手、平成 13 年には仮換地の指定を終え、以降本格的な区画整理事業が始まり現在に至っている。現在の主な収入は保留地の処分金、支出は造成工事費及び総代報酬を初め総代会の開催費、事務員 1 名の人件費等である。平成 26 年 9 月末時点での団体の会計残高は定期預金も含め約 8 千万円余りとなっている。

なお、この事業の運営経費を賄うため事業開始時より組合の理事が保証人となり金融機関から多額の借入を行っていたが、監査時点においては全額償還されていた。

主な事業概要は以下のとおりである。

事業期間	平成 11 年 12 月 24 日から平成 28 年 3 月 31 日まで
総事業費	34 億 5,000 万円
地積	12.4ha
減歩率	合算減歩率 33.15% (公共減歩率 22.37%、保留地減歩率 10.78%)
換地処分	平成 24 年 7 月 13 日
公共施設整備	都市計画道路東谷寺谷線 (幅員: 22.5 から 26.0m、延長: 332m) 都市計画道路駅南線 (幅員: 14.0 から 15.0m、延長: 570m) 区画街路等 (幅員: 4.0 から 8.0m、延長: 2,278m) 駅南 1 号公園 (街区公園面積: 2,200 m ²) 駅南 2 号公園 (街区公園面積: 1,550 m ²) 水路 (延長: 408m)

② 監査所見

1) 事務管理について

定款並びに規約及び会計規程等、団体の規程は整備されている。また、法及び定款により総代会を毎年開催し、事業の実施状況や事業の承認を適宜受けており、監事による会計監査も実施されていた。

ただし、市関連団体等受任規程に基づく年 1 回の検査等については、運用に一部適切でない箇所が見受けられた。団体事務を受任しているという認識の下、規程に基づき適正に運用されたい。

2) 会計管理について

会計事務については、会計規程に基づき支出伝票や収入伝票による会計事務が行われている。個々の収入支出の事務処理においては、専任の事務員が事務処理を担当し、複数の者による会計伝票の決裁、最終的に理事長の決裁によって処理が行われており、収入支出にかかる書類においては、内部統制が出来ていたと思われる。現金は、必要に応じて預金通帳により金融機関を介して取扱っており、キャッシュカードは作成されていなかった。

なお、出入金の管理については、予算科目ごとに収入・支出整理簿で管理されていたが、現金出納簿は整理されていなかった。市関連団体受任規定に基づく年 1 回の検査報告書作成により年度中途においても会計検査が出来ることから、規程に基づいた検査を引き続き実施されたい。

また、預金通帳及び印鑑等は施錠できる場所に保管されていたが、預金通帳と印鑑等が同一場所に保管されており、防犯上の観点からも保管場所及び鍵の管理については別々に管理するよう善処されたい。

3) 総括

和田山駅南土地区画整理事業は、現在のところ 1 区画のみ売却用の保留地が残っているが、この土地の売却が終われば、当初の事業計画どおり平成 27 年度中に事業が完了することとなる。このため担当課では、今後、組合の解散に向け事務を進め

るとのことである。

このような大規模なプロジェクトの実行については、事業の終息をどのようにするのか方向性の検討並びに解散する際に組合に残った事業費の取扱いについての協議も必要である。残った事業費をこれまでに受けた国庫等補助金の返還等に充てる必要がないのか。例えば、事業終息の際、事業で構築された施設設備の維持管理が残るような場合、その維持のための組織をどのようにするのか。特に、このような有益な事業については、今後他の地域でも実施する可能性もあるので、事務事業を実施した組織の引継ぎを明確にして終息することが必要である。仮に維持管理のための組織を継続する必要があるときは簡素化してコンパクトな組織にすることが必要ではないだろうか。

最後に、組合が保有する会計残高は市が受任している団体の中でも最も高額であり、かつ多額となっている。専任の事務員を組合で雇用し事務全般を担当しているとはいえ、担当課においては引き続き適正な事務の執行管理と預金通帳及び印鑑等の管理並びに現金の取扱いについて遺漏なきよう厳重に取扱われたい。

7 まとめ

朝来市においては、平成26年3月末現在、10部14課において85の団体事務（平成26年6月実施の会計課調査による）を受任している状況である。

市関連団体等の会計事務については、本来その団体において自ら事務を執行すべきところであるが、各団体の財政基盤が弱く事務員確保が困難なこと、また市政の施策推進上、市として一定の関与が必要とされる事由等により、団体設立時から関係担当課において市職員が携わってきた団体がほとんどである。担当課においては、通常業務と同様に受任団体の事務を執行しており、市の歳入歳出に属さない公金外の現金として取扱っている状況にある。よって市は、「市関連団体等受任規程」によりその取扱いの必要事項、なおかつ内部統制を図るための検査等について定めている。

しかしながら、今回対象となった担当課において、会計処理は概ね適正に執行されていたが、年1回の検査結果報告書（市関連団体等受任規程第5条（様式3号））の作成について一部不備が散見された。

以上のようなことを踏まえ、市が受任している85団体全ての内部統制について、今一度、全庁的に精査されることを望む。また、「市関連団体等受任規程」に基づく団体受任事務を統括する部署がないように見受けられる。担当課内及び担当課以外の統括部署が各々検査を実施することにより内部統制の機能がさらに強化されると思われるので庁内の体制整備について見直されたい。